

国際文化学部企画報告(2015年1月～12月)

法政大学, 国際文化学部

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化 / 異文化

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

163

(終了ページ / End Page)

181

(発行年 / Year)

2016-04-01

国際文化学部

企画報告

2015年1月～12月

興
文
化

留学生歓迎会のご報告

輿石 哲哉

2015年9月19日(土)に、恒例となっている国際学部主催の交換留学生歓迎会が、ポワソナード・タワー 25階 A 会議室にて開催され、多くの留学生が参加し、学部学生、大学院生と交流が行われた。

留学生参加予定の六大学野球の応援と重なったため、急遽当初の予定より1週早めでの開催になったが、41名の参加者があった。内訳は、留学生21名、日本人学生16名、教員2名(今泉先生と輿石)、職員2名(グローバル教育センターの持田さん、国際教養学部担当の島田さん)である。なお、留学生の学部別の参加者数は、国際文化学部10名、法学部1名、グローバル教養学部(GIS)3名、文学部4名、経営学部2名、大学院情報科学研究科1名であった。国際文化学部の留学生の欠席者が目立ったのが残念ではあるが、会自体は、学生の主導のもと、和気あいあいとした雰囲気のうちに行進していった。

会の次第を簡単に記すと、(1) Opening Ceremony 14:00より20分程度。学生挨拶、学部紹介。(2) Activities フルーツ・バスケット、フリー・トーク、軽食(14:45まで)、(3) Closing Ceremony 教授会主任挨拶、留学生一人ひとりのコメント紹介、といった流れであった。先に、学生の主導のもとと述べたが、この歓迎会に向けて7月から学生たちによる準備会が開催され、着々と準備が進められてきた。司会の労をとったのも、準備会の代表の福田さん(国際文化学部3年)である。

Opening Ceremony の後、雰囲気も和やかになりつつある中、activitiesが始まると、参加者は結構みんな一生懸命になるもので、フルーツ・バスケット等で汗びっしょりになった留学生・日本人学生もいた。その後のフリー・トークでも、それぞれの言語や日本語によって、学生同士で盛り上がっていた。留学生は日本についての情報をいろいろ得たり、日本人参加者はSAの思い出を話したりして、あっという間に時間は過ぎていった。惜しむらくは、軽食について、用意した飲み物・スナック類がいささか少なめだったかなという印象を受けたことである。山梨の信玄餅を持参したが、初めて食べる留学生がほとんどで、口の周りが黒蜜だらけ、そこら中きな粉だらけという留学生もいて微笑ましく感じた。留学生が口々に言っていたが、あのように手の込んだ食べ方をするものは少ないそうである。

歓迎会での写真・ご報告がG教育センターのHPの以下のサイトにアップされているので、興味ある方はそちらをご覧ください。幸いです。

<http://www.global.hosei.ac.jp/news/news-2015-5123/>

なお、今年度の留学生歓迎会は学部企画として実施されたことを付記する。

— ドイツ再統一から25年 —

『DEFA 映画に見る東西ドイツの分断と統一』

山根 恵子

1989年11月9日、第2次大戦後26年間にわたりベルリン市を東西2つに分断していた「ベルリンの壁」が崩壊して、1年に満たない翌1990年10月3日、東西両ドイツが再統一した。

その後、今年で25年が経つのを機会に、ベルリン在住の映画史研究者で映像作家のDr. Claus Löserを講師として招き、DEFA（旧東ドイツ映画株式会社）が制作した映画の一部を紹介しながら、1980年代から1990年にいたる東西ドイツの分断と統一の歴史をふり返る講演とトークのイベントを開催した。

また、東京藝術大学大学院教授で映画監督の筒井武文氏により、DEFA作品についてコメント、Löser氏とのトークに加わっていただいた。

参加人数については、本学学生が約30名、外部からの一般参加者は20名程度であったが、中には映画の専門家やジャーナリストなど、とりわけ東ドイツに興味をもっている方が多数来られて、レベルの高い良い質問が続いた。

当イベントに関して行ったアンケートでも、「非常に良い企画だ」「東西ドイツについて知る機会が増えればよい」等、総じて好評の結果が出ている。



-
- 日時：2015年10月28日（水）18：30～20：45（開場：18：00）
 - 場所：市ヶ谷キャンパスBT26階「スカイホール」
 - プログラム：
 - *第1部 講演 Claus Löser
 - *第2部 トーク Claus Löser、筒井 武文
(日独逐語通訳付き)
 - 主催：法政大学国際文化学部、法政大学大学院国際映像文化研究所
 - 参加費：無料
-

[プロフィール]

Claus Löser (クラウス・レーザー)

1962年、東ドイツのカール・マルクス市(現ケムニッツ)生まれ。大学入学資格(アビトゥア)取得、兵役をおさめた後、1980年から詩、音楽、映像など作品を創り始める。

1990年から1995年までポツダム市バーベルスベルク映画大学で学ぶ。1990年よりベルリンのBrotfabrik kino(パン工場映画館)で上映企画担当。1992年よりフリーランスの映画評論家として新聞や雑誌(taz、Berliner Zeitung、film-dienst)に執筆。1992年、ベルリン芸術賞、芸術アカデミー奨励賞を受賞する。

1996年に「ex.orientelux — 東ドイツ実験映画アーカイブ1976～1989」を創立、同時に「Gegenbilder(対立する映像) — 東ドイツにおける映画のサブバージョン」を編集する。

・2004年 展覧会「ベルリン - モスクワ / モスクワ - ベルリン 1950～2000」映画部門キュレーター

・2008年 DVD「Gegenbilder(対立する映像) — ドイツとアメリカ合衆国」制作

・2009年 ドキュメンタリー『空間の主張 — DDRにおける展示芸術』(J.Motzとの共同制作)

・2011年 バーベルスベルク映画テレビ大学で博士号取得、博士論文を10月『拒否の戦術』として出版

・2013 - 2015年 「ドイツ映画批評協会」諮問委員を務める

筒井 武文(つつい たけふみ)

1957年、三重県生まれ。東京造形大学在学中に習作『6と9』(1981)を手がけた後、長編『レディメイド』(1982)を発表。その後、フリーの助監督、フィルム編集者を経て独立、自主制作映画『ゆめこの大冒険』(1986)を完成させ、劇場公開。その他『学習図鑑』(1987)、3D作品『アリス イン ワンダーランド』(1988)がある。並行して、TV、記録映画、企業CMなど幅広く演出。『おかえり』(1996、篠崎誠監督作品)では製作と編集を、『どこまでもいこう』(1999、塩田明彦監督作品)では編集を担当する。

イメージフォーラム、映画美学校、東京藝術大学大学院映像研究科などで後進の育成につとめる。また、映画批評、海外の映画人へのインタビューなども多数。

2004年、監督作品『オーバードライブ』が公開される。映画美学校第10期高等科生とのコラボレーション作品『孤独な惑星』(2010)や、『バツハの肖像』(2010)がある。

以上

ASEAN の人権問題： クーデター後のタイ、ラオスの強制失踪事件

松本 悟

ASEAN と日本

ASEAN はもともと政治的な国家間機関だったが、今日では経済的側面ばかりに焦点が当てられている。本セミナーでは経済統合や自由貿易圏としてのみ注目される ASEAN の人権問題についてタイとラオスを例に議論した。セミナーには国際文化学部や法学部の学生、新聞記者、一般の方々など 100 人ほどが参加した。

まず、松本が ASEAN と日本の関係をデータから説明した。日本にとって ASEAN は輸出入で 15% を占め、直接投資でも 10% 以上を占めている。経済協力では総額の 20% が ASEAN 向けである。一方、ASEAN にとって日本は、貿易相手国としては 10% 余りを占めている半面、直接投資元としては国によって差異があり、セミナーで取り上げるタイにとっては日本からの投資が 6 割、ラオスにとってはさほど重要な投資元ではない。また、経済協力の点で、タイとラオスにとっては日本が最大の供与国になっている。

また、地域統合の視点からも現状報告を行った。2015 年末には GDP で米、中、日、独、仏、英に次ぐ 2.5 兆ドル規模の ASEAN 経済共同体 (AEC) が発足する予定である。域内の関税を原則撤廃し、域外からの貿易や投資をさらに呼び込むことを期待している。こうした地域経済統合に向けても、日本は政府開発援助 (ODA) や人材育成、民間投資を通して貢献している。ASEAN の発展が日本の経済的利益にもつながることを考えれば、経済発展の裏側で生じている ASEAN の人権問題は決して他人事ではない。ときには、人権侵害という犠牲の上に経済的利益が成り立っているかもしれないからである。

タイの 2014 年軍事クーデターとは何だったのか

次にタイの政治情勢の変化と国家人権委員会について浅見氏が詳述した。国家人権委員会は、政権の座についた政党や政治家が行き過ぎたことをしないように政府から独立した機関として「1997 年憲法」に基づき設置された。1997 年憲法は軍の政治的影響力を弱め、一般市民の権利を強化する点で非常に斬新な憲法である。それに至る道のりは長く、タイにおいては 1948 年から 2015 年までの 68 年間のうち約 40 年間は軍人が首相の座につき、18 回のクーデターを経験してきた。

1997 年憲法下での最初の国政選挙で勝利したのがタクシンである。貧困層向けの政策、社会福祉政策、農村振興政策を行って特に農村部で圧倒的な支持を獲得し、2005 年の総選

挙では4分の3以上の議席を獲得した。しかし、貧しい人や困っている人に助けの手を差し伸べるタクシンのイメージ戦略は国王とライバル関係の危険性をはらむとともに、選挙の圧勝で慢心したタクシン陣営の汚職スキャンダルなどによって都市中間層の人氣が失われていった。バンコクで反タクシンの大規模なデモが行われるようになったため、タクシンは解散・総選挙で民意を問うたが反タクシン派は選挙で勝てないと考えてボイコット。政治的な混乱の中で軍がクーデターを起し、憲法を変えタクシン派に不利な選挙制度にした。しかしまたもタクシン派が選挙で勝利。今度は反タクシン派の影響下にあった裁判所がタクシン派の政党に解党命令を出し、反タクシン政権が誕生した。2011年総選挙で再びタクシン派が勝利したため、反タクシン派は大規模なデモをバンコクなどで繰り返した。こうした政治的な混乱の中で、2014年5月に再び軍がクーデターを起し、戒厳令が出された。現在も、実質的に戒厳令が続いている状態である。軍政に抗議の意思を示すとされる三本指を挙げただけで警察に連行され、軍政に批判するビラをまいた学生が拘束されるといった事件が起きている。

現在のタイの政治対立は、民主化勢力と反民主化勢力の争いではなく、民主主義のあり方をめぐる争いである。タクシン派に見られる「選挙で勝てば何をやってもいい」という選挙至上主義は受け入れがたいが、言論や集会の自由は保障されるべきだという考えである。2014年のクーデターで憲法が破棄されたため、国家人権委員会はその独立性を失い、自由に活動できなくなった。しかし、だからといって完全に無力になったわけではない。軍の逆鱗に触れることをたくみに避け、しかもタクシン派と反タクシン派の対立の中で難しいバランスも取りながら、一般住民の人権を少しでも守るためにギリギリの活動をしているのが、現在の国家人権委員会である。

クーデター後のタイで何が起きているのか

ニラン氏は、クーデター後のタイの人権状況について、国家人権委員会のメンバーとして自ら関わったケースをもとに説明した。同委員会は、人権侵害の申立や訴えに基づいて調査し事実を明らかにする。調査以外に、人権意識向上のためのキャパシティビルディングと政府への提言も仕事としている。人権委員会が作成する調査報告書は非常に意味があり、時には裁判での証拠として使用される。

ニラン氏が過去1年間に関わったものだけで、74の人権侵害のケースが報告され、内訳は国民の権利、政治的権利の侵害で22件、森林や土地利用に関わるものが41件、鉱山開発に関わるものが9件、エネルギー開発が2件である。なぜ土地利用に関わる人権侵害は20県以上で報告されているが、訴えが多い理由は、タイでは政府が森林と指定した場所で貧しい人たちが生活をしていることが少なくないからである。森林面積を国土の40%に戻すという政策のため、貧困層が追い出されてしまう。人権侵害は政治問題だけが原因ではなく、自然資源の利用をめぐるものも多い。

クーデター後の軍の大きな権限が引き起こす人権侵害としては、容疑が固まっていなく

でも7日間は拘束できること、一般の人が独断的で自由が認められない軍事法廷で裁かれること、王室に対する不敬罪、大学での集会の禁止、自白供用のための暴力や拷問などがある。また、今ではタイも周辺国に投資を行うようになり、越境的な人権侵害も14件調査した。ミャンマーのダウエー経済特区や、ラオスのサイヤブリダム建設など、日本政府が関心を持っていたり日本企業が出資したりしている事業も含まれている。

開発によって、コミュニティの人たちが犠牲にならないようにすべきである。クーデターや実質的な戒厳令状態のもとでの開発は、人権侵害を伴いやすい。日本政府や企業が人権委員会に申し立てられているようなケースや人権の重要性を理解せずに経済活動を行えば、人権侵害につながる恐れがある。

ラオス ソムバット氏強制失踪事件と ASEAN の課題

日本と ASEAN、日本とタイ・ラオスというつながり、人権の擁護・尊重・救済というマクロな問題も、カギは「人」の命であり、人権を侵害された人の家族や愛する人にも影響は及ぶ。そこで、ウン・シュイ＝メン氏は夫ソムバット・ソムポン氏（アジアのノーベル賞と呼ばれるマグサイサイ賞の受賞者）の強制失踪というミクロな話を語った。

ソムバット・ソムポン氏は30年来ラオスの持続可能な農業に携わり、環境保護や青少年教育に取り組んできた普通のラオス市民である。政治家でも政治活動家でもない。戦争（第二次インドシナ戦争）の時代に育ち、彼の両親のような貧しい農民が生活を取り戻すことを助けるために活動してきた。それが2012年12月15日突如行方不明になった。事件の翌日、警察官の協力で防犯カメラの映像を見せてもらい、貸し出しできないというのでモニターの映像を家庭用ビデオに録画することができた。カメラはソムバット氏が警察の検問所の前で拉致される様子を捉えていた。

家族として私に何ができるのだろうか。警察を何度も訪問し、政府のリーダーに手紙を書き、国連機関を訪問し、各国の大使を訪問した。ラオス弁護士協会にも協力を求め、裁判所にも手紙を書き、国連の強制失踪ワーキンググループにも映像を送って通報した。しかし、政府からは返答がなく、弁護士協会には対応できないと言われ、知人の弁護士には話すことすら難しいと言われた。日本を含め在ラオスの各国の大使はラオス政府に働きかけをしてくれたが、政府や警察は関与を否定した上で、ビジネスや個人的なトラブルに巻き込まれたのではないかとの見方を示し、引き続き捜査中とのことだった。ビエンチャンは決して大きな街ではないが、2年間何も見つけられていない。

個人的付き合いのあった政府関係者や国連関係者も、この話をするのが怖い、避けたい、一緒にいるところを見られたくないといった反応を見せた。ソムバット氏に起きたことが自分の家族に起きて欲しくないからだという。一方で様々な噂も広がっている。ソムバット氏はアメリカのスパイだとか、援助のお金を持ち逃げしたとか。愛する家族を失っただけでなく孤立感が一番辛い。夫を誘拐された他の女性や家族と連携しようとしたが、「あなたはシンガポール人で守られているけど、私たちは普通のラオス人」と言われ拒否された。

ラオスで取り上げるメディアもない。私と家族が必要としているのはソムバットが無事に帰ってくることであり、政府に求めるのは透明性のあるオープンな捜査である。私たちは犠牲者なのに、まるで犯罪者であるかのような気持ちにさせられる。

それぞれのできる範囲で働きかけて欲しい。日本政府を通して問題の早期解決をラオス政府に訴えて欲しい。ラオスは確かに美しい国である。人々は温かく友好的だ。しかし闇の部分もある。そのことも知って欲しい。人権侵害の状況について疑問を投げかけ、現実の状況を知って頂きたい。ラオスに供与される政府開発援助（ODA）が何に使われ、本来どのように使われるべきかを考えるきっかけにして欲しいと思う。



-
- 日時：2015年5月23日（土）13：30-17：30
 - 会場：法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎S407教室
 - 共催団体：特定非営利活動法人メコン・ウォッチ
 - プログラム：
 - 「ASEANと日本」
松本 悟（法政大学国際文化学部准教授）
 - 「タイの2014年軍事クーデターとは何だったのか」
浅見靖仁（法政大学法学部国際政治学科教授）
 - 「クーデター後のタイで何が起きているのか」
ニラン・ピタックワッチャラ（タイ国家人権委員会委員、元上院議員）
 - 「ラオス ソムバット氏強制失踪事件とASEANの課題」
ウン・シュエイ=メン（ソムバット氏伴侶、元ユニセフ職員）
-

日本のインフラ輸出と人権・環境 ～インドネシア現地の声から日本の対応を問い直す～

松本 悟

バタン石炭火力発電事業の概要と日本の関わり

日本の成長戦略の一環として、海外インフラ輸出が政府によって積極的に進められている。日本に強みのある技術やノウハウを、急速な経済成長に社会基盤整備が追いつかない新興国などに輸出しようというものである。日本が官民を挙げて推進しようとしている東南アジア最大級の「インドネシア・中部ジャワ州バタン石炭火力発電事業」もその1つである。インドネシア企業、伊藤忠、それにかつての国策企業の電源開発（J-POWER）がおよそ3分の1ずつ出資し、総額40億ドル以上もかかると見込まれる開発資金の約4割に対して、日本政府が株式全額を保有する国際協力銀行（JBIC）が融資を検討中である。

バタン石炭火力発電所は発電能力2,000MW（1,000MW×2基）、石炭火力発電所としては「高効率・低公害」と言われる超々臨界圧（USC）石炭火力発電で、燃料はインドネシア産の亜瀝青炭を使う予定である。発電所以外に、変電所、送電線、燃料の石炭を運び込む埠頭を建設するもので、そのために155万立方メートルの浚渫が必要となるため、16キロ沖合に浚渫土砂を海洋投棄する設計になっている。

しかし、日本のインフラ輸出の目玉となるはずの同事業は、3年間着工が遅れている。なぜか。肥沃な農地や沿岸の漁場など生計手段の喪失、健康への影響を懸念する現地住民が同事業に対する強い反対の声を挙げてあげてきたためである。そうした抗議の声を抑えようとする軍・警察等の脅迫、また、見せしめのために住民リーダーが不当逮捕・拘禁されるなど、度重なる人権侵害も起きているが、これまで、土地売却を拒否している地権者70名ほどを中心に現地住民は同事業の中止を求め続けている。

日本企業2社を含む事業者側は、懸案である土地収用を、インドネシア政府が土地収用法に則って強制的に用地取得をすることを見込んでいた。ところが2015年4月、土地収用の決着がついていないにもかかわらず、インドネシア国軍が重機による整地作業に踏み切ったのである。インドネシア国軍法では、国軍のビジネスへの参加は明確に禁じられているにもかかわらず、出資している日本企業、および、融資を検討中のJBICは、軍による強行工事を容認している。

バタン石炭火力発電事業に関する現地報告

本事業の悪影響を受ける5つの村の約7000人の住民は、UKPWR協会という住民組織を

2012年に立ち上げ、嫌がらせや厳しい弾圧の中でも事業の中止を求めて活動してきた。以下は、セミナーに参加した UKPWR 協会の3人の住民が指摘した問題点である（共催団体の国際環境 NGO FoE Japan の報告を許可を得て引用した）。

- 石炭火力発電所の建設予定地となっている農地はコメの三期作が可能なほど肥沃な土地であるが、強制的な土地収用が進んでおり、現在も土地売却を拒んでいる住民の土地にはインドネシア国軍が重機で盛り土を築き、灌漑用水が供給されなくなるなどの嫌がらせが行われている。生計手段が奪われている状況だが、先祖代々から受け継いだ生活の糧である農地を手放す気はない。
- 石炭火力発電所の建設計画の一環で、浚渫や埠頭の建設が行われることにより、豊かな漁場に悪影響が出るのが懸念される。さらに、海洋投棄が行われる海域は海洋保護区であったのに、保護区を移動させてまで工事が進められようとしている。インドネシア国内で石炭火力発電所が建設された他の場所では、海洋環境の破壊により漁獲量が激減したり漁業ができなくなったりと実害が明らかになっている。
- 反対派住民に対するチンピラによる脅迫や恐喝、治安当局による不当逮捕・拘禁などが横行しており、今回来日した住民の1名は、刑務所に収監された7名のうちの一人。彼自身は7か月間も収監されていた。釈放された今でも、逮捕の理由は理解できないもので、最高裁の判決文も自分には届けられていない。
- 反対派住民に対する嫌がらせが日常的に行われており、チンピラに自宅を囲まれたり、インドネシア国軍によって農地の四方に盛り土をされて灌漑水路を妨害されたりしている。盛り土の説明と水供給への対処を求めても、道路整備などと適当な理由を言うばかりで改善されない。
- 反対派漁民への漁具の補償などは一切ない。仮に補償措置を申し出られたとしても、自分たちは受け取らないと決めている。
- 本事業はインドネシア企業と日本企業による民間事業にも関わらず、土地の整備にはインドネシア軍が動いており、未売却の地権者への嫌がらせも。土地の売却拒否者に対しては、政府による強制収用を認めた土地収用法（2012年第2号）を適用するとして脅迫・圧力が高まっている。警察は住民を守るところか、不当逮捕に関与したり、土地売却を強要するなど住民の生活を脅かしている。
- インドネシア国軍や警察による圧力が横行しており、明らかな人権侵害が行われている。

インドネシアのエネルギー政策と石炭火力発電事業の課題

日本が関係してきた、インドネシアの石炭火力発電所の環境社会問題を調査している国際環境 NGO のグリーンピース・インドネシアのアリフは、日本の関与はインドネシアの持続可能な発展に寄与していないと批判した。具体的には、温室効果ガスの排出量を増加する、

地域社会に不和を生じさせる、農民や漁民の生計手段を破壊する、大気汚染源となり特に地域住民の健康に悪影響を及ぼす、人権侵害を引き起こす、といった問題を指摘している。実際に、日本が融資したタンジュン・ジャティ B 石炭火力発電所やチレボン石炭火力発電所ではこうした問題が生じている。

バタン石炭火力発電所も、完成すれば年間 1080 万トンの二酸化炭素を新たに排出するだけでなく、年間 226 キログラムの水銀、年間 16,200 トンの SO_x、2 万トン以上の NO_x、610 トンの PM2.5 を排出する。数千人もの住民がこの発電所は環境に悪影響を及ぼし住民の生計手段を脅かすと主張して数十回に渡る抗議行動を展開している。

インドネシアは豊富な再生可能エネルギー資源をかかえている。地熱発電は世界の 4 割程度の発電資源を有している。日本の支援は、インドネシアの石炭集中の方向を一層強化している。むしろ、石炭からクリーンで再生可能なエネルギーへの投融資にシフトしていくべきである。

JBIC による環境社会配慮と日本企業の海外事業における人権対応

FIC オープンセミナーの前日、住民 3 名は国際協力銀行 (JBIC) と『経済協力開発機構 (OECD) 多国籍企業行動指針』日本連絡窓口 (NCP) にそれぞれ異議申立書を直接提出した。異議申立書には、この事業から生活を守ることを目的に設立された地元の住民組織「UKPWR 協会」の 23 名のリーダーの署名があった。住民らは、同事業が現在および将来にわたり「生活悪化」と「人権侵害」を引き起こすことから、『JBIC 環境社会配慮ガイドライン』と『OECD 多国籍企業行動指針』に違反している点を指摘した。同事業への融資を検討中の JBIC に住民との直接対話を通じた問題点の精査、そして、OECD・日本 NCP に日本企業 (伊藤忠と J-Power) への適切な対処の奨励を求めるとともに、改めて同事業の中止を訴えた。

FIC オープンセミナーには、国際文化学部 of 学生やマスコミ・NGO 関係者など約 40 人が参加した。住民組織のリーダーたちは、日本の政府系金融機関である JBIC が融資しないように働きかけて欲しいと呼びかけた。なお、『JBIC 環境社会配慮ガイドライン』に基づく異議申し立ての手続き要領』に則って申立が審理されていないため、セミナーの共催団体の NGO は公正に手続きを遵守するよう求める手紙を JBIC 総裁宛に提出した。



-
- 日時：2015年7月30日（木）18：00-21：00
 - 会場：法政大学市ヶ谷キャンパス ボアソナードタワー 26階スカイホール
 - 共催団体：国際環境NGO FoE Japan、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、気候ネットワーク、インドネシア民主化支援ネットワーク（NINDJA）
 - プログラム：
 - 「バタン石炭火力発電事業の概要と日本の関わり」
波多江秀枝（国際環境NGO FoE Japan）
 - 「バタン石炭火力発電事業に関する現地報告」（3人の住民代表）
 - 1）地権者の懸念と土地売却交渉等における人権侵害
 - 2）農民の懸念と生計手段の喪失
 - 3）漁民の懸念と住民協議の問題
 - 「インドネシアのエネルギー政策と石炭火力発電事業の課題」
アリアフ・フィヤント（グリーンピース・インドネシア）
 - 「JBICによる環境社会配慮と日本企業の海外事業における人権対応」
田辺有輝（「環境・持続社会」研究センター）
-

北星学園大学脅迫事件から考えるメディア・ネット社会・大学自由と民主主義の危機！？

松本 悟

北海道の北星学園大学に「非常勤講師の植村隆をやめさせなければ爆破する。学生を痛い目に遭わせる」という脅迫状が複数届き、その後も電話やメールによる攻撃が続いた。植村氏は元朝日新聞記者で、韓国の元日本軍慰安婦のつらい体験の告白を取材した記事が批判されただけでなく、高校生の長女は氏名と写真をネットにさらされ「自殺に追い込む」と脅されたり、長男と人違いされた高校の同窓生はネットに写真と実名入りで「売国奴のガキ」「自殺しろ」と書かれたりするなど陰湿な脅迫に苦しめられた。その植村氏が非常勤講師を務める北星学園大学に「辞めさせろ」という脅迫が執拗に行われたのである。

本セミナーは、この脅迫事件の渦中にいた北星学園大学の2人の教員の経験を通して、学問・言論の自由と民主主義について考えようと開催された。本学部の教員、学生のほか、ジャーナリスト、大学教員、市民運動家など約70人が参加した。以下は、考察や見解を含め2人の講演録をまとめたものである。

植村氏は記事が問題になる前から北星学園大学の非常勤講師として韓国の留学生に対して日本語の新聞をよくことを通して日本語の語彙力を高めたり、日本の社会事象を解説したりする授業を担当していた。授業内容は慰安婦問題と一切関係なかった。

それが2014年5月の大型連休明けから突如膨大な量のメールや電話が寄せられ、月末には最初の脅迫状が大学に届いた。右翼系メディアや週刊文春で取り上げられるとその数はさらに増え、同年9月末までに1800通のメールが届き、ほとんどは植村氏を辞めさせろという趣旨のものだった。担当する大学職員は徐々に疲弊していったが、一方で植村氏を辞めさせるなど主張する弁護士たちが中心になって「負けるな北星！の会（以下、マケルナ会）」が結成され、学内にも「大学の自治と学校の自由を考える北星有志の会（以下、考える会）」が組織された。教職員を集めて意見聴取をする会（以下、公聴会）が初めて開催され、当初は脅迫に屈するべきではないという声が主流だったが、一筋縄では解決しないという雰囲気の高まりから、10月末には学長が植村氏の雇用を継続しない方向で議論していると記者発表したのである。「考える会」の求めに応じて2回目の公聴会が開催されたが、植村氏を辞めさせる流れができつつあった。

その根拠は3通りである。第一に中立公正な教育のためには植村氏と反対の立場の教員も必要だというもの、第二に学生の安全を考えると身を引いてもらえるとありがたいというもの、第三は厄介なものだった。すなわち、「自分は民主的な人間で、ある意味ではそういった考え方を研究テーマにもしている。ただし、植村氏がいることによって、北星学園に恒常的に警察権力が入り込んでくる。そういった警察権力に守られるような形で憲法9条や特定秘密保護法、安保法案の是非を問うような議論を用いて教育・研究することはできない。植村氏に北星学園を去ってもらうことで大学の自治が守られ、自らの教育・研究の自由も守られる」というものである。

今回非常に強く感じられたのは、リベラルを自称する教員でさえ最終的には自らの「信念」を平然と変えたとしか思えない行動を取ったことである。第二次世界大戦に至る過程で日本の大学人、知識人だと言われている人びとがどのように自分たちの思想、あるいは考えを変えていったのか、それをわずか一年の間に追体験したような日々だった。民主主義が崩れていくのはこういうことなのだ。大学の自治が崩れていくというのはこういうことなのだ、と涙を流しながら感じた。逆に、普段は右翼的な発言をする教員で、植村氏はけしからんという立場であったとしても、今回の件のような脅迫に屈するのはよくないと発言し行動する教員もいた。

職員は、役職者ほど「辞めさせるべきだ」と発言していた。当時の文部科学大臣は記者会見で北星学園大学を応援する姿勢を示していたが、その影響はほとんどなく、それよりも地元警察による警備強化の影響の方が大きかった。

学生の反応も様々だが、学園祭実行委員会は学園祭を開催できなくなることを危惧していた。それを見て学園祭担当教員も植村氏を辞めさせるべきだと発言する場面も見られた。しかし、多くの学生は意外と冷静に反応していた。必修授業の中で植村氏と接点があった経済学部の学生たちが「植村先生は変な人じゃない」と実体験を話すことで、安心材料になったと考えている。

こうした北星学園内の状況で、学部から選ばれた代表教員と、職員からの代表が集まる大学評議会の中では発言の大半が「辞めさせるべきだ」という内容だったと聞いている。「辞めさせるべきではない」と発言していたのはたった一人であったということも後から聞いた。しかし、学内の動向を公開するために北星学園のウェブサイトに掲載された評議会の記録には「両論があった」と書かれていた。その一名の努力があって、一色に染まっていたかもしれない会議が、記録上は「両論があった」という形に落ち着くことになった。この事実は後の学長の判断にも大きな影響があったと考えられる。

仮にこの時の記録がすべて雇用継続反対意見一色であれば、学長や理事長の意見がどちらに寄っていたとしても今回迎えたような結論に至るのは難しかったのではないかと思われる。

私たちは定期的に通信を発行して、多くの人に情報提供をして、学内にもいろいろな意見がまだあることを示していった。職員の中にも上司の立ち位置を見て自分の立場を決め

てしまっている傾向があり、そういった方々を動かしていきかかった。

象徴的なことが11月にあった。考える会の会合の日に、北星学園がメディアどのように取り上げられているのかみんなで見よう、という趣旨の集まりを企画した。どちらかの側の主張を強く打ち出す場ではなかった。好奇心から若い職員が5名ほど参加したことを嬉しく思った考える会のメンバーが、誰かにそのことを話してしまったところ、職員は特定され、上司から、今後参加すべきではないと言われるような事態に発展したのである。学内でも「物言えば唇寒し」という異様な雰囲気漂っていた。

こういった状況だからこそ、外では多くのメディア、著名人、政治家までもが屈してはいけなと発言していたことを学内で広め、状況を変えていくことを考える会では目指していたのである。

一方、学長は最後まで迷っていた。学長名で出される記録には、両論あることを書き続けた。どちらの可能性も最後まで残していたのだと考えられる。雇用継続決定の会見を行う1週間前の考える会の会合に学長はお忍びで参加し話し合った。その中でも学長が迷っていたのがわかった。

おそらく最初は、事態は一時的なものでそのうち収束すると考えていたのではないかと。ところが脅迫状が届くようになる。本当に揺れたのではないかと思う。学長の経歴などを見ると間違いなく学問の自由と学園の自治を守るために動く人である。しかし、爆弾テロを仕掛けるだの、女子生徒を傷つけるなどの脅迫を受け取った時に、「植村氏を守ることが学問の自由と学園の自治を守ることだ」と組織の責任者として簡単に言える話ではない。だからこそ苦悩したのだろう。そしてこれは学長に限った話でなく、学内全体で常にどっちつかずの不安定な状況がずっと続いていた。

そうした中で、いったい何が継続判断の決め手になったのか？ 教員も職員も意見が割れていて、その中で雇用継続を求めている人間は決して多数派ではなかった。北星学園は戦後50年の時に平和宣言を出している。アジアの方々に苦難を強いた第二次世界大戦を振り返り、そういった歴史を決して繰り返さないための教育を行うという宣言である。同様に、2004年の自衛隊イラク派兵の際にも宣言を出しており、こういった宣言を出している大学であるということが結論に影響を及ぼしたという面はあるだろう。こうした宣言に重きを置いた教育を推進しているとは必ずしも言えない。そういった思いが強く学園に根付いて、それが雇用継続の決定に直結したということではないだろうが、しかし、それでも学長の判断への影響は少なからずあったのだろう。

また、これら宣言を出すに至った背景には北星学園理事会のメンバーの多くが非常にリベラルなキリスト教の牧師であることも関わっている。理事会にはクリスチャン・コードというものがあり、理事会の構成員は原則としてキリスト教徒でなければならない。外部理事はそのため、ほとんどがキリスト教の牧師である。その牧師たちの発言が今回の決定を大きく後押ししてくれたのではないかと考えられる。

しかし、繰り返し理解してほしいのは、北星学園は決して強固な意志を持った一枚岩で

雇用継続の結論に至ったわけではないということである。北星学園としてはこの結論がでるまでの間、方針として外部からの意見や批判に対して「毅然とした無視」という方針を取っていた。この方針が正しかったのかという意味では検証する必要はある。しかし事実として、外部の声はジャーナリストであれ、北星学園を支持したいと表明しているNPOであれ、毅然と無視をしてきた。それでも多くの外部の方が北星学園を支えてくれていた。そのことの影響が大きかったことは学長による雇用継続に関する公式見解の内容からも見て取れる。

12月22日に北星学園大学の学生及び保護者宛に学長と理事長の連名で出された見解には、雇用を継続することへの「社会的な合意」が出来たからだと書かれていた。では、「社会的な合意」とは一体何なのか？日本全国で植村氏の雇用を継続することが合意されていたとは到底思えない。しかし、マケルナ会が立ち上がり、自民党の元代議士までもが名を連ねる規模になった。それに加えて多くの弁護士が北星学園を支援してくれるようになった。執拗な電話攻撃をしてきた人を北星に代わって訴える動きまで出てきた。地元札幌の動きでは、弁護士会は歴代会長の連名で応援の言葉を寄せてくれ、当時の札幌市長の上田文雄氏も応援声明を出し、さらに札幌市議会もほぼ全会一致で脅迫攻撃に対する批判の決議を行った。こうした一連の流れがあることによって、北星学園の固有の問題としては、脅迫を理由に植村氏の雇用を判断という結論に至ったのだと思われる。

しかし、問題はこれを北星学園の今回の個別の問題に終わらせないために何をすべきか、という点である。この間、広島大学や立命館大学でも特定の教員への不当な批判が高まっている。今回の北星学園の件で全国の大学やマスコミの意識が変わってきたわけではない。あくまで個別の事件として片づけられようとしている。

ジャーナリズムと大学は戦後の民主主義を支えてきた両輪だと思っていたが、それがいかに幻想であるかが良くわかった。個々人のジャーナリストでは意識の高い人はいるが、組織、会社としてはほとんど何もしていない。大学も弱い。危機に直面するとすぐに折れる。しかし、それでも我々には大学で教えるものとしての矜持があり、そこを今回の北星学園の中では確認できた。ジャーナリズムにもしっかりしてほしい。

大学で「社会と協力して教育を」などと言うと。大体的場合は企業との連携の話が出てくる。定期的なインターンシップの関係性を作り、学生の就職にも有利に働くようにし、大学の評価も高めるという話になる。これはこれで意義のあることなのだろうが、市民社会との連携をもっと大学は強めなければならない。今回我々をもっとも助けてくれたのは、マケルナ会のような自発的な市民の立ち上がりであった。

こういった問題が起きた時に市民社会が動けるように、各大学が一緒に毅然とした態度で対応できるように、緩やかなネットワークのようなものが出来上がると、今後起こりうる同様な事件に対して個別の問題にすることなく対応できるのではないか。決して学内外で「沈黙のらせん」を作らせてはならない。そのために北星学園の経験をますます社会に還元していく必要がある。

(本稿は共催団体のPARCが発行した『オルタ』2015年7月号の記事を許諾を得て要約したものである)



-
- 開催日時：2015年6月14日（日）13時～17時
 - 会場：法政大学市ヶ谷キャンパス55年館531教室
 - 講演者：原島正衛（北星学園大学経済学部学部長）
勝村 務（北星学園大学経済学部）
 - 共催団体：特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC）
-

飯田・下伊那の 「地域おこし協力隊員」と語る SJ 国内研修

SJ 委員会

法政大学国際文化学部が、2012年度から長野県の飯田・下伊那地方で「スタディ・ジャパン (SJ) 国内研修」を正式実施し始めて、今年度で4年目を迎えた。これまでのSJ国内研修および事前学習授業「世界とつながる地域の歴史と文化」の歩みを振り返り、外部の目から評価や検討を加える場を、昨年度は「飯田・下伊那の『ふるさと大使』と語るSJ国内研修」という形で実施した。

今年度は類似のイベントを、地域おこし協力隊員の皆さん（現役または経験者）をお招きして実施してみた。

第1部では、この4年間のSJ国内研修を検討の俎上に載せた。事前学習授業「世界とつながる地域の歴史と文化」の内容と今秋の第4回SJ国内研修の予定については、担当教員（高柳）から報告した。これまでのSJ国内研修の実施状況に関しては、担当教員のみならず、昨年度に実際、研修に参加した留学生から、その経験が伝えられた。

第1部のまとめとして、これら法政での実践に対して、今回お招きした各地域おこし協力隊員からコメントをいただいた。

休憩後の第2部では、その地域おこし協力隊員をまじえて、さらに議論が続けられた。

地域おこし協力隊というのは、総務省が実施している制度で、募集をかけている自治体に都会の若者などが出向き、そこに住み着きながら地域の活性化のために貢献する趣旨である（1年契約で最長3年）。今回お招きした3名の方々も、昨年度のSJ国内研修の中でお世話になったり、これまでの諸準備活動の中で出会ったりした方々で、いずれも出身は東京や熊本など。縁あって飯田・下伊那の町村で暮らすことになり、地域住民たちと協力しながら地域活性化に日々尽力している様子が、在籍する自治体の紹介もまじえながら語られた。

会場の参加者は、今年度に研修に参加する留学生やボランティア補助員をはじめ、事前学習授業の受講者、これまでにSJ国内研修に参加した在校生や卒業生、飯田・下伊那で学生研修を行なっている他学部教員、伊那地方出身の他学部教員、そして在京飯田高校同窓会の皆さんなどで、計25人ほど。とくに在京飯田高校同窓会の皆さんからは、SJ国内研修のプログラムをはじめ、地域活性化や都市・農村間交流に関して、今後のSJ国内研修の質の向上にもつながる有意義な情報やアドバイスを頂戴することができた。

終了後の「飯田・下伊那文庫」（学部資料室）見学と懇親会も含めて、本学卒業生も含め

た多くの関係者との交流の場となり、また自分の郷里でもない土地のためにあらゆる情熱を捧げる若者たちのエネルギーに接することができ、学生たちの将来の進路への参考も含めて、貴重な機会となった。

なお、本年度のSJ委員の人数不足を補う形で熊田先生にお手伝いいただき、ありがたかった。



3人の地域おこし協力隊員と司会（左）



日常の活動について語る協力隊員

●日時：2015年7月4日（土）14：30～18：15

●会場：ボアソナーダタワー 3階 0300

●内容：

<第1部>SJ国内研修を振り返る

- ・事前学習授業「世界とつながる地域の歴史と文化」の内容
- ・これまでのSJ国内研修の実施報告
- ・今秋の第4回SJ国内研修の予定
- ・法政の実践に対する各地域おこし協力隊員からのコメント

<第2部>地域おこし協力隊の活動を知る

参加者：杉本彩子さん（売木村）／飯野悠子さん（阿南町）／井野春香さん（泰阜村）

- ・わが自治体の紹介と地域おこし協力隊員としての活動
 - ・会場との質疑応答
-

深沢夏衣文学を語る会

川村 湊

「深沢夏衣文学を語る会」は、2015年12月5日（土曜日）に、法政大学市ヶ谷キャンパスの55年館561教室で午後1時30分から開催された。法政大学国際文化学部と、『深沢夏衣作品集』刊行委員会との共催である。

深沢夏衣氏は、昨年70歳代で死去した在日朝鮮人二世の女性作家である。法政大学の社会学部を中退し（ちなみに、深沢氏が法政在学中に受講したと思われる教室で、現在も使われているのは、会場となった55年館だったと思われる）、長らく出版社に勤務、編集者、校正者としての仕事を続けた。その傍ら小説家としても活躍。代表作は、「新日本文学賞特別賞」を受けた『夜の子供』で、これは講談社から出版されている。その後、『群像』、『千年紀文学』、『地に舟を漕げ』などの雑誌に創作を発表し、在日朝鮮人文学の一角を担う作家として注目されていた。死去の後、友人・知人等が『深沢夏衣作品集』を編纂し、本年、新幹社から刊行された。今回の催しは、その作品集の刊行記念を兼ねたものであり、深沢夏衣文学に関わる4人の発表者と、シンポジウムが行われた。

高柳俊男氏（法政大学国際文化学部）は、これまでの在日朝鮮人社会と文化の歴史のなかでの深沢夏衣の位置を語り、小林孝吉氏（社会文学会、千年紀文学会）は、彼女の文学が在日朝鮮人文学のなか、あるいは日本の現代文学のなかにおいて、どのように位置づけられるかについて語った。ぱくきょんみ氏（詩人、和光大講師）は、個人的な関わりと彼女の作品についての評価を語り、川村湊（法政大学国際文化学部）はそれらを受けて、深沢夏衣文学が、「帰化」の問題、女性の問題、単独者として生きることの問題（テーマ）としてあげた。

シンポジウムにおいては、会場から、詩人の高良留美子氏、小説家の小沢信男氏、近代文学研究者の渡邊澄子氏らが次々と発言し、活発で、大きく盛り上がった会となった。

狭い、100人程度しか収容できない教室だったが、ほとんど満員の状態で、国際文化学部がこれまで「在日朝鮮人文学・文化・歴史」について、学部の一つのテーマとして追究してきたことの成果の一端の見られる会であったと思われる。

なお、会場では資料として川村湊・竹内栄美子・きむふなによる「深沢夏衣論集」が配られ、新幹社でまとめた深沢夏衣の年譜などをまとめた資料も配付され、また、『深沢夏衣作品集』（新幹社刊）の販売も行われた。